



「砕・選鉱場の整備強化月間」9月1日～30日にあたって

令和6年8月
那覇産業保安監督事務所
所長 長嶺光男

鉱山で働く皆様、まだまだ暑い日が続く中、毎日のお仕事ご苦労様です。

酷暑の中では気づかないうちに熱中症になる危険がありますので、無理することなく意識して水分と休憩をこまめに取りましょう。また、監督責任者においても現場での作業に対する健康管理には最善の対策を講じるようお願いします。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、9月1日から30日までの間を「砕・選鉱場の整備強化月間」と定め、砕鉱場及び選鉱場における危害・鉱害防止のための保安運動を展開します。

鉱山の砕鉱場及び選鉱場では、これまでも多数の災害が発生していることから、特に強化月間中の砕鉱場等の点検・整備については以下の項目等を作業手順書に反映させてしっかり遵守し、ヒューマンエラーの「危険軽視」の防止対策とともに、防護カバー等を設置するなどハード面での対策も徹底するようにお願いします。

安全で環境の良い職場を築きましょう！

- ★ 砕鉱場等の回転部、軸端、チェーン、ベルトコンベア等の危険箇所には防護カバーや柵囲等を設置していますか？
- ★ 特に、ベルトコンベアのテール部には、巻き込まれ防止の防護カバー等を設置していますか？
- ★ ベルトコンベア等の機械の運転中における清掃、補修作業等の禁止は徹底されていますか？
- ★ 補修時に取りはずした防護カバー等は、確実に復旧していますか？
- ★ 階段、手すり、足場等は安全な状態に整備されていますか？
- ★ 危険箇所への立入禁止措置や警標は、設置されていますか？
- ★ 作業場は清掃され、資材や器材は、整理整頓されていますか？
- ★ 消火器等は有効期限内のものが適正に置かれていますか？
- ★ 砕鉱場等に設置している施設及び粉じん防止対策等が届出内容と異なっていませんか？

<令和6年度 鉱山保安標語入選作品>

いつも心に安全意識、めざす職場はゼロ災害

真喜屋 健二（松原鉱山）

保安運動「砕・選鉱場の整備強化月間」実施要領

令和6年8月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期間

令和6年9月1日(日)～30日(月)までの1ヶ月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、鉱山の保安意識の高揚を図るため、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め実施している。特に本月間では、砕鉱場及び選鉱場の点検整備を行うとともに、その推進を図ることにより、危害防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安委員会(保安会議・グループ会議)等の開催

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉱山労働者全員にその周知徹底を図る。

(2) 砕・選鉱場の点検整備

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)、作業監督者及び鉱山労働者等による調査班を編成し、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を検討するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

また、必要に応じ、保安規程の関係箇所の実施状況についても確認することとする。

- ① 砕鉱場等の施設及び防じん対策内容等を届出内容と確認
- ② 回転機械等及び伝導装置の保安設備の整備
- ③ ベルトコンベア等の巻き込まれ防止設備の整備
- ④ プーリー等への防護カバーの補修後の復旧の徹底
- ⑤ ベルトコンベア等の機械の運転中における清掃・補修作業等の禁止
- ⑥ 停止スイッチの適正配置
- ⑦ 修理・検査中に他人が起動できない措置
- ⑧ 作業・通行箇所にある回転軸の防護設備
- ⑨ 安全な通路、床面の整備
- ⑩ 階段、手すり、足場等の整備
- ⑪ 粉じん発生施設、防じんカバー、散水設備等の点検・整備
- ⑫ 危険箇所への警標・禁柵等立入禁止の徹底
- ⑬ 消火器等の適正配置・有効期限等の確認

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

各地区の委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発し合うほか、ビデオ上映会、講習会等の可能な手段により、効果的に運動を推進する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

保安運動「砕・選鉱場の整備強化月間」推進票

(鉱山名) _____ 鉱山

令和6年 月 日

点検者氏名 _____

[点検項目]

チェック 備考

I. 整備・措置のチェック項目

(1) 鉱山施設に関する環境整備

- | | | |
|-----------------------------|-----|-------|
| ① 砕鉱場等の施設及び防じん対策内容等を届出内容と確認 | [] | 基 3-3 |
| ② 回転機械等及び伝導装置の保安設備の整備 | [] | 基 3-1 |
| ・巻き込まれに対するリスクのチェック及び措置 | [] | 基 3-1 |
| ・プーリー等への防護カバーの補修後の復旧の徹底 | [] | 基 3-1 |
| ③ 各機械への動力遮断装置(停止スイッチ)の適正配置 | [] | 基 3-1 |
| ④ ベルトの継ぎ目の安全性 | [] | 基 3-1 |
| ⑤ 修理・検査中に他人が起動できない措置 | [] | 基 3-1 |
| ⑥ 機械の運転中における清掃・補修作業等の禁止 | [] | 規 12 |

(2) 一般作業場に関する環境整備

- | | | |
|----------------------------|-----|-------|
| ① 屋内作業場の適切な照度・気温・湿度・換気 | [] | 基 3-5 |
| ② 建築物の階段の強度、踏面・蹴上げの構造 | [] | 基 3-1 |
| ③ 階段、手すり、足場等の整備 | [] | 基 3-1 |
| ④ 作業場内での安全な通路の確保、床面の整備 | [] | 基 3-1 |
| ・突起、不要資材等によるつまずき・転倒防止の措置 | [] | 基 3-1 |
| ・腐食等による床面の欠損による墜落・転倒防止の措置 | [] | 基 3-1 |
| ・作業・通行箇所にある回転軸の防護設備 | [] | 基 3-1 |
| ⑤ 通路・階段等の必要箇所における注意喚起の標識設置 | [] | 基 3-2 |
| ⑥ 高所からの物体(鉱石等)投下・落下作業の際の措置 | [] | 基 3-1 |
| ⑦ 高所における作業時の墜落防止措置 | [] | 基 3-1 |
| ⑧ 休廃止施設への立入禁止措置 | [] | 基 3-7 |

(3) 粉じんに関する環境整備

- | | | |
|---------------------------|-----|--------|
| ① 粉じん作業場における飛散防止措置 | [] | 規 10-1 |
| ② 屋内粉じん作業場、休憩場の定期的清掃 | [] | 規 10-1 |
| ③ 屋内粉じん作業場の定期的粉じん濃度測定 | [] | 規 10-4 |
| ④ 貯鉱場、鉱業廃棄物の埋立場での飛散防止措置 | [] | 規 10-1 |
| ⑤ 砕鉱場の破碎機、ふるいでの飛散防止措置 | [] | 規 10-1 |
| ⑥ 砕鉱場の幅75cm以上のベルトでの飛散防止措置 | [] | 規 10-1 |
| ⑦ 粉じん発生施設等の巡視結果の記録 | [] | 規26-5 |

(4) 消火設備等に関する環境整備

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 坑外建築物等への消火設備の設置 | [] 基 3-4 |
| ② 火気使用箇所への火災防止設備の設置 | [] 基 3-4 |
| ③ 火気使用後の後始末の実施 | [] |
| ④ 消火器等の適正配置・有効期限等の確認 | [] |

Ⅱ. 総合評価 (A:良好、B:部分改善必要、C:全体の見直し必要)

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 鉱山施設に関する環境整備 | [A 、 B 、 C] |
| (2) 一般作業場に関する環境整備 | [A 、 B 、 C] |
| (3) 粉じんに関する環境整備 | [A 、 B 、 C] |
| (4) 消火設備等に関する環境整備 | [A 、 B 、 C] |

規: 鉱山保安法施行規則

基: 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(技術基準)